

○二松學舎松苓会会則
(昭和6年3月3日制定)

第1章 総則

(名称)

第1条 この同窓会は、二松學舎松苓会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区三番町6番地16 二松學舎大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、母校建学の精神に基づき、会員相互の親睦を図り、思想学術の向上に資し、併せて母校の発展を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- 一 会員名簿の編集及び発行
- 二 会員相互の連絡及び情報交換
- 三 支部の育成
- 四 同期会の育成
- 五 松苓会報の発行及びホームページの運営
- 六 その他、本会の目的達成のために必要な事業

2 本会は、母校への支援並びに母校事業の得失に関し、意見を具申することができる。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 正会員
専門学校・大学卒業生並びに大学院修了者
- 二 準会員
中途退学者のうち、正会員が推薦し、常任幹事会で承認した者
- 三 特別会員
母校関係者にして、会長が推薦した者
- 四 学生会員
母校の学部及び大学院在籍者
- 五 教職員会員
母校の専任教職員

(本部)

第6条 本会に本部を置き、役員及び事務局をもって組織する。

2 本部は、本会の事務を総括処理し、渉外事項を掌る。

3 本部には次の各号の部会を置く。

- 一 事業部会
ホームカミングデー等、会員の交流事業に関する事項
本会主催の行事に関する事項
学生支援活動に関する事項
教育支援に関する事項
- 二 組織部会
会員名簿に関する事項
支部会・同期会の育成強化に関する事項

学生会員組織に関する事項

会員の活動（OB会・OG会等）に関する事項

三 広報部会

会報の発行に関する事項

ホームページ運営・SNS発信等、本会の広報活動に関する事項

四 総務部会

予算・決算に関する事項

財産の管理に関する事項

総会・常任幹事会の運営に関する事項

規定の立案・改廃に関する事項

他の部会に属さない事項

五 その他必要な部会

4 部会は、副会長・幹事長・常任幹事が業務を分担する。

5 本部業務は、前項に記す役員のほか、第5条に規定する本会会員に、会長が委嘱することができる。

(支部)

第7条 本会は、都道府県毎に支部を置く。また、海外に支部を置くことができる。

2 都道府県毎並びに海外の支部は、それぞれの都道府県及び海外に在住する会員をもって構成する。

3 都道府県毎並びに海外の支部に支部長を置き、その組織及び運営は各支部の定めるところによる。

4 設置された支部は、規約とともに役員名簿等を添えて会長に提出するものとする。

5 支部長は支部における会員の消息や声を掌握し、本会活動の支援を行う。

(同期会)

第8条 本会は、卒業期毎に同期会を置く。

2 各同期会は、卒業年度が同じ会員をもって構成する。

3 同期会毎に代表を置き、その組織及び運営は各同期会の定めるところによる。

4 設置された同期会は、規約とともに役員名簿等を添えて会長に提出するものとする。

5 同期会代表は同期における会員の消息や声を掌握し、本会活動の支援を行う。

第3章 役員及び顧問・相談役

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名～5名
- 三 幹事長 1名
- 四 常任幹事
- 五 幹事
- 六 監事 2名

(役員の選出)

第10条 会長は正会員のなかから、役員候補者選考委員会にて候補者を選考し、総会の承認を得て選出する。

2 副会長は第5条第1項第1号から第3号に規定する会員のなかから常任幹事会において選出する。

3 常任幹事は幹事のなかから会長が指名する。

4 幹事については次のとおりとする。

- (ア) 各都道府県支部の支部長
- (イ) 各同期会の代表
- (ウ) 第5条第1項第1号から第3号に規定する会員のなかから会長が指名した者

- 5 幹事長は常任幹事のなかから会長が指名する。
- 6 監事は第5条第1項第1号から第3号に規定する会員のなかから、役員候補者選考委員会にて候補者を選考し、総会の承認を得て選出する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは会長が予め指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 幹事は、会員の動向を把握し、本部及び支部・同期会との連携を図る。
- 4 常任幹事は、本会の業務を分担し、執行する。
- 5 幹事長は、総会・常任幹事会から委任された事項及び緊急事項並びに本会の業務を掌理する。
- 6 監事は、本会の経理の状況を監査するとともに、業務執行の状況を監査し、経理の状況並びに業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを会長に報告する。
- 7 監事は、総会・常任幹事会に出席し、会長の要請により会の運営について助言を行う。
- 8 監事は、総会・常任幹事会において監査報告を行うものとする。

(役員任期)

第12条 本会の役員任期は4年とし、再任を妨げない。但し、会長の任期は2期8年までとする。

- 2 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(顧問・相談役)

第13条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の活動に多大な功労があった者を、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 相談役は、学校法人の理事長、大学の学長とし、会長が委嘱する。

(顧問・相談役職務)

第14条 顧問並びに相談役は、会長の要請により本会の運営について助言を行う。

第4章 会議

(総会)

第15条 本会の総会は、本会の目的達成に必要な事項を決定する最高議決機関とする。

- 2 総会は、第9条第1項第1号から第5号の役員をもって構成する。
- 3 総会は、年次定例とし、会長が招集する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。
- 4 総会は、次の各号を審議する。
 - 一 毎事業年度の事業報告及び決算
 - 二 毎事業年度の事業計画及び予算

- 三 重要財産の処分及び重大な業務の負担
- 四 松苓会会則及び細則の制定・改定
- 五 その他の重要事項

5 総会の議長は、出席者のなかから選出するものとする。

(常任幹事会)

第16条 常任幹事会は、第9条第1項第1号から第4号に規定する役員をもって構成する。

2 常任幹事会は、年6回の定例会とし、会長が招集する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

3 常任幹事会の議長は幹事長が務める。

(三役会)

第17条 本会に、会長の補佐機関として三役会を置く。

2 三役会は、会長・副会長・幹事長をもって構成する。但し、会議にほかの役員を参加させることができる。

(定足数と議決)

第18条 本会の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 会議の出席者及び議決には委任状を含むものとする。

3 総会の議決に当たっては、書面による議決権行使を認め、その提出者を出席者とみなす。

(議事録)

第19条 本会が行う会議については議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名が署名押印のうえ保存する。議事録には次の各号を記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の人数及び氏名(委任状提出者及び議決権行使書提出者を含む)
- 三 議事の経過、概要、発言要旨及びその結果

第5章 会計

(会計)

第20条 本会の運営は、次の収入により行うものとする。

- 一 会員の入会金
- 二 会員の終身会費
- 三 寄附金
- 四 その他物品等の資産

(入会金と終身会費)

第21条 本会の会員(但し、第5条第1項第3号に規定する特別会員及び同第5号に規定する教職員会員を除く)は、入会金及び終身会費を納入するものとする。

2 入会金及び終身会費の額は、次のとおりとする。

- (ア) 入会金 5,000円(入学時納入)
- (イ) 終身会費 15,000円(卒業時納入)

3 入会金及び終身会費の額を変更するときは、常任幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画と収支予算)

第23条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、

会長のもとに編成し、常任幹事会の提案に基づき、総会の承認を得るものとする。

(基金)

第24条 本会は、特別事業の推進、及び将来にわたり安定した運営を図るため、特別会計として次の基金を設ける。特別会計の予算及び決算は、常任幹事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

- 一 周年事業積立金（学校法人及び松苓会の周年事業のための基金）
- 二 松苓会奨学基金（在学生の奨学金のための基金）
- 三 松苓会費積立金（非常時及び緊急時の資金としての基金）

(収支決算と事業報告)

第25条 本会の収支決算は、会長のもとに作成し、事業報告書とともに監事の意見を付し、常任幹事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 専門委員会と委員

(専門委員会と委員)

第26条 本会の目的達成のために必要な専門事項に係る調査及び研究等を行うため、専門委員会を設けることができる。なお目的達成後は速やかに解散するものとする。

- 2 委員会の委員は会長が委嘱する。
- 3 委員会及び委員に関し必要な事項は、その都度会長が定める。
- 4 役員のうち、会長及び監事の候補者選考については、役員候補者選考委員会を特別の専門委員会として設ける。
- 5 役員候補者選考委員会は、第10条第1項及び第6項により会長及び監事の候補者を選考し、委員長がその結果を総会に提案する。
- 6 役員候補者選考委員会に必要な規定は別に定める。

第7章 学生会員

(学生会員)

第27条 第5条第1項第4号の学生会員の代表は、会長の許可のもとに、総会・常任幹事会に出席し意見を述べることができる。

- 2 学生会員には、松苓会報を配付する。また、学園祭等の学生主催行事には助成を行う。

第8章 事務局

(事務局)

第28条 本会の事務を処理するため本部に事務局を置く。

- 2 幹事長は、会長の命を受けて事務局を統括し、本会の事務を掌理する。
- 3 事務局には、会長指名の事務局長、その他の職員を置くことができる。
- 4 事務局長は、幹事長を補佐し本会の事務処理を執り行う。
- 5 本会の事務については、その一部を学校法人二松学舎に委託することができるものとする。
- 6 事務局に必要な規定は別に定める。

第9章 学校法人二松学舎評議員

(評議員候補者の選出と推薦)

第29条 本会は、学校法人二松学舎の定める規定に基づき、年齢25歳以上の会員のなかから学校法人二松学舎評議員候補者を総会の議を経て選出し、これを会長が学校法人理事長に推薦する。

第10章 会則の変更

(会則の変更)

第30条 この会則の変更については、常任幹事会の提案に基づき、総会の承認を得なければならない。

第11章 補則

(会員の除名と役員の解任)

第31条 本会の会員で、その体面を汚す行為があった場合は、総会の議を経て除名することができる。

2 本会の役員は、会員及び母校のため、その職務を誠実に遂行する義務がある。役員が、次の各号の一つに該当するときは、第26条第1項から第3項に準じて特別審議会を設けて審理し、総会の議を経て、会長がその職務を解くことができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行にたえられないと認めるとき
 - 二 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認めるとき
- (役員の補充)

第32条 本会の役員に欠員が生じたとき、または増員の必要が生じたときは、第12条各項の規定に基づき補充することができる。

(細則等)

第33条 この会則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は細則等で定める。

附則（昭和6年3月3日原案立案）

- 1 昭和6年3月22日 認可

附則（昭和7年6月14日修正案立案）

- 2 昭和7年7月3日 認可

(中略)

附則（平成6年7月23日全部改正）

- 7 本会則は、平成7年4月1日から施行する。(中略)

附則（平成23年6月11日）

- 12 本会則は、平成23年6月11日から施行する。

附則（平成30年6月9日）

- 13 本会則は、平成30年6月9日から施行する。

附則（令和3年7月10日）

- 1 この会則は、令和3年7月10日から施行する。
- 2 第5条第1項第5号の教職員会員は、正会員を含まない。
- 3 この会則施行の際、第8条に規定する同期会は、当面、新卒者から年次進行で設置するものとする。
- 4 第15条第2項の各同期会代表は1名ずつとする。
- 5 この会則施行の際、総会・常任幹事会・幹事会など従前の会議については、次の移行措置を講ずる。

①第15条第2項（総会の構成員）の規定にかかわらず、現役員の任期満了までの間は、従前の規定による構成員に、各同期会代表各1名を加えて対応するものとする。

②この会則改正前に就任した幹事、及び幹事会の規定は、現役員の任期満了までは、従前のおりとする。

③第16条第1項（常任幹事会の構成員）の規定にかかわらず、現役員の任期満了までの間は、従前の規定によるものとする。

6 第18条第3項に規定する書面とは、議決権行使書をいう。

7 第21条第2項第（イ）号の終身会費は、平成13年度以前の卒業者にあっては10,000円を納入するものとする。

8 第27条第1項の学生会員の代表は、当面、学生会長を含む3名とする。

附 則（令和5年6月10日）

14 この会則は、令和5年6月10日から施行する。

二松學舎松苓会役員名簿

2024年1月31日現在

						氏名						回卒	
顧問 顧問 相談 会長 副会長 副会長 幹事 監事 監事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事	末	吉	榮	三	12	専	常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事 常任幹事	矢	澤	喜	成	50	文
	神	津	賢	一郎	27	文		菅	原	義	博	53	文
	水	戸	英	則	理事	長		高	橋	映	子	53	文
	平	野	光	治	40	文		三	好	行	雄	53	文
	金	井	光	康	41	文		志	村	隆	士	59	文
	星	野	優	子	42	文		西	園	明	德	59	文
	大	山	由	美	47	文		小	西	裕	二	60	文
	高	柳	幸	雄	49	文		馬	淵	敬	之	60	文
	田	邊	義	博	47	文		中	原	由	来	62	文
	佐	藤	和	則	特			原	助	川	忠	63	文
	渡	辺	孝	彰	38	文		川	渡	小	大	65	文
	小	林	功	一	39	文		渡	町	大	邦	49	文
	中	居	田	賢	40	文		大	町	俊	明	50	文
	持	田	井	一	42	文		大	町	泉	寿	60	文
	坂	井	水	登	42	文		山	崎	真	之	66	文
	清	水	永	修	44	文		山	原	り	つ	69	文
	家	永	山	雄	49	文		篠	島				
	青	山	幸	英	50	文		島					

二松學舎松苓会支部長名簿

2024年1月31日現在

						氏名						回卒	
① 東北	北海道	佐賀	敦司	49	文	近畿	三重	小川	直紀	44	文		
	青森	柴垣	博孝	40	文		滋賀	角井	良康	49	文		
	岩手	宮本	義孝	32	文		京都	廣田	藤内	54	文		
	宮城	上久	芳隆	44	文		大阪	齋武	昭一	49	文		
	秋田	鈴木	隆生	54	文		奈良	辻明	隆一	47	文		
関東	山形	今野	紀生	55	文	和歌山	山取	治利	47	文			
	福島	青島	幸雄	49	文	歌	鳥根	小谷	38	文			
	茨城	木城	幸進	49	文	鳥	山	平瀬	58	文			
	栃木	馬高	柳薫	47	文	岡	山	山田	39	文			
	群馬	青木	一弥	47	文	広	島	永村	47	文			
	埼玉	玉野	千津	49	文	山	口	俵山	40	文			
	千代	京矢	澤喜	50	文	徳	島	大倉	47	文			
	東	川平	野光	40	文	香	川	中村	50	文			
	神奈	川梨	板山	36	文	愛	媛	上村	59	文			
	山梨	野清	水登	42	文	高	知	足達	55	文			
中部	新潟	湯坂	井作	42	文	福	岡	正生	48	文			
	富山	小島	貴成	47	文	佐	賀	白濱	54	文			
	石川	菅野	成也	50	文	長	崎	黒瀬	38	文			
	福	井中	道佳	58	文	熊	本	塩分	52	文			
	岐	竹内	秀人	55	文	大	分	宮崎	52	文			
静	岡江	浩二	51	文	宮	崎	内村	44	文				
愛	知松	博文	55	文	鹿	島	元城	31	文				
						②	沖	繩	金	38	文		

①北海道地区 ②沖繩地区

二松學舎松苓会同期会名簿

2024年1月31日現在

期別	氏名	回卒
91期	大貫 龍之介	91文

学 生 生 活
各センター、図書館及び
ライオンズクラブ等の利用
資
料
学 則 ・ 規 程 集